

豊川市新事業創出支援業務委託に係るプロポーザル評価基準

評価項目	評価の視点	配点	指 標
1 業務内容の理解度	業務内容の理解度は十分か	10	全体の事業方針
2 提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か	5	スケジュール、実施フロー
	セミナーの企画・運営についての的確な提案か	20	提案の内容
	支援企業の募集・選定についての的確な提案か	20	提案の内容
	個別伴走支援についての的確な提案か	20	提案の内容
3 コスト	積算根拠、コストは妥当か	5	参考見積書
4 取組姿勢	テーマに対する取組姿勢が明確でかつ適正か	5	全体の事業方針、実施体制
5 協調性	協調性はあるか 意思疎通が容易かどうか	10	ヒアリング等の内容
6 個別提案内容について	上記以外に関する提案はどうか	5	提案の内容

区分	評価	評価係数
A	特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績がある	1.0
B	優れている／十分な能力を有している／実績がある	0.8
C	平均的・普通である／平均的な能力である	0.6
D	物足りない／若干劣る能力である	0.4
E	不安・不満である／能力が劣る	0.2
F	記載なし／実績なし	0

○評価の方法について

- (1) 評価点は以下のとおり算出する

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \text{評価係数}$$

- (2) コストに係る評価点は、提出された見積書の見積額総額で評価する。

提案書提出者の中で最低見積金額を提示した者の評価点を5点とし、他の提案書提出者が提示する評価点は次の計算式で算出する。

$$\text{最低見積金額} / \text{他の提案書提出者が提示する見積金額} \times 5$$

(小数第1位未満四捨五入)

- (3) 評価点が最も高い者を受託候補者とするが、複数あったときは、選定委員会の委員長を除く各委員による投票で上位者を決定する。
- (4) 提案書提出者が1者のみの場合で、各選定委員の評価点の平均点が満点の6割を満たすときは、当該提案書提出者を受託候補者として特定する。
- (5) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。